



令和7年度第1回湘南西部地区保健医療福祉推進会議 資料7

報告：病床数適正化支援事業について

目次

国の令和6年度補正予算において、医療施設等経営強化緊急支援事業（いわゆる「緊急支援パッケージ」）の一つとして、「病床数適正化支援事業」が予算措置されたことに伴い、本事業に対する本県の対応等を報告するものです。

1. 病床数適正化支援事業の概要
2. 支援事業の対象となる要件等
3. 国からの内示結果
4. 参考：令和7年度病床整備事前協議について

1 病床数適正化支援事業の概要

- この支援事業は、**令和6年12月17日（国予算成立日）から令和7年9月30日までに病床（一般・療養・精神）の削減の届出等を行った場合、1床当たり約4,104千円を支給するもの。**

【施策の概要】

- 患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援
(概要) 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給費金を支給する。
(交付額) 病院（一般・療養・精神）・有床診：4,104千円／床
休棟・休床中の病床を削減する場合も支給対象

【施策のスキーム図】



2 支援事業の対象となる要件等

対象となる要件（以下のいずれも満たす医療機関）	注意点
①神奈川県内に所在する病院又は有床診療所であること ②令和7年2月28日付け医企第2202号神奈川県健康医療局保健医療部長通知に基づく意向調査に回答した医療機関であること ③令和7年9月30日までに、医療法施行規則第1条の14第3項の規定に基づく届出等により、許可病床数（一般病床、療養病床及び精神病床に限る。）を削減する医療機関であること ④令和7年9月30日時点において、廃院していない医療機関であること （10月1日以降に廃院を予定している場合は給付対象外とする。） ⑤令和7年9月30日時点において、事業譲渡等をしていない医療機関であること（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合は給付対象外とする。）	本給付金を受けた医療機関は、10年間、正当な理由なく増床した場合は、給付金全額の返還が必要

【参考】病床数適正化支援事業意向調査の結果

- 本事業の実施に当たって、県内医療機関に対する活用意向調査を行った。国予算の配分に当たっては、意向調査で回答した病床数が、当該医療機関の支給対象の上限となるため、**各医療機関には、令和6年度末で想定された最大の削減希望病床数を回答するよう依頼**したところ、**1,569床分の活用意向**があった。

二次医療圏	医療機関数	削減病床数			(単位：床)
		一般病床	療養病床	精神病床	
横浜	21	255	0	141	合計 1,569床 4
川崎北部	2	100	0	20	
川崎南部	4	150	1	0	
相模原	6	88	15	25	
横須賀・三浦	3	61	50	60	
湘南東部	2	21	13	0	
湘南西部	9	158	62	104	
県央	5	36	15	134	
県西	3	25	35	0	
計	55	894	191	484	

3 国からの内示結果

	一次内示（4月11日）	二次内示（6月27日）
国が示した算定方法	①一般会計の繰入等がない医療機関 ②令和4年度から3年連続経常赤字の医療機関 ③令和5年度から2年連続経常赤字かつ令和6年度に病床削減済みの医療機関 ④給付額（4,104 千円×給付対象とする病床数）の上限は、赤字額の平均の半分を目安 ⑤1医療機関あたりの給付上限は50床	①令和5年度から2年連続経常赤字の医療機関（第1次内示において予算配分の対象となった医療機関を除く。） ②給付額（4,104 千円×給付対象とする病床数）の上限は、赤字額の平均の半分を目安 ③1医療機関あたりの給付上限は10 床
本県の内示額	約16億円（411床分） ※本県の内示額は、活用意向調査に基づき、①②に該当する医療機関の削減予定病床数（上限50床計算）分	約5億5千万円（134床分）
留意事項	①により、公立病院は対象外	公立病院は対象

【参考】病床数適正化支援事業一次内示状況

- 一次内示の対象となり得た医療機関については、3月実施の意向調査では想定の最大削減希望病床数での回答を依頼していたため、改めて**実際の削減病床数について調査**を行った結果、**合計353床の削減意向**を確認した。
- 二次内示の結果については、第二回以降の県保健医療計画推進会議等で報告することを予定。

(単位 床)

二次医療圏	再意向調査（国内示後）			
	医療機関数	削減病床数		
		一般病床	療養病床	精神病床
横浜	9	134	0	13
川崎北部	1	50	0	0
川崎南部	0	0	0	0
相模原	2	26	10	0
横須賀・三浦	1	1	0	0
湘南東部	0	0	0	0
湘南西部	2	71	0	0
県央	0	0	0	0
県西	2	13	35	0
計	17	295	45	13

合計
353床

4. 参考：令和7年度病床整備事前協議について

- 以降のスライドでは、令和7年度第1回神奈川県保健医療計画推進会議にて協議・了承いただいた**令和7年度病床整備事前協議の方向性**について参考にまとめています。

病床整備事前協議の目的について

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、**病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備**を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的としている。
- **当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏**については、**必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施**する。

令和7年4月1日現在の既存病床数について①

令和7年度第1回
神奈川県保健医療計画推進会議資料

＜療養病床及び一般病床＞

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数	差 引	整備目標 病床数	差 引	介護医療院への 転換分	差 引
	A	B	B'(B-A)	C	C'(B-C)	D	$\frac{B'+D}{C'+D}$
横 浜	25,209	23,217	△1,992	24,510	△1,293	183	△1,110
川崎北部	4,279	4,130	△149	設定なし		0	△149
川崎南部	3,658	4,590	932			0	932
相模原	6,389	5,910	△479			388	△91
横須賀・三浦	5,238	5,020	△218			0	△218
湘南東部	4,726	4,435	△291	4,550	△115	116	1
湘南西部	4,360	4,495	135	設定なし		52	187
県 央	5,229	5,324	95			44	139
県 西	2,678	2,914	236			228	464
合 計	61,766	60,035	△1,731			1,011	

※ 既存病床数には、昨年度までの事前協議承認分、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所として決定された分を含んでいます。

令和7年4月1日現在の既存病床数について②

令和7年度第1回
神奈川県保健医療計画推進会議資料

<精神病床>

区 域	基準病床数	既存病床数	差 引
	A	B	B - A
全 県	12,080	13,095	1,015

<感染症病床>

区 域	基準病床数	既存病床数	差 引
	A	B	B - A
全 県	62	74	12

<結核病床>

区 域	基準病床数	既存病床数	差 引
	A	B	B - A
全 県	124	146	22

令和 7 年度病床整備事前協議に向けて＜総論＞

令和 7 年度第 1 回
神奈川県保健医療計画推進会議資料

○ 令和 7 年度第 1 回神奈川県保健医療計画推進会議にて協議した内容。

(1) 【昨年度、2 か年で公募するとした地域（川崎北部、相模原）】

公募条件及び 2 か年で実施することを決定し、医療機関等に対してすでに予告等を行っている状況も考慮し、公募病床数と公募期間を決定した。

(2) 【実施の可否等を検討する必要がある地域（横浜、横須賀・三浦、湘南東部）】

その状況が事前協議の対象とするに足るものであるか否か及び地域に必要な病床機能について、医療資源や人口動態、介護サービスの現状や今後の動向も踏まえて、各地域の地域医療構想調整会議で協議する。

※ 医療法第 7 条第 3 項の許可を要しない診療所（注）について
申請を受け付け、案件ごとに審査する。

（注）一定の要件等に該当し、地域における医療需要等を踏まえ必要とされる「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」や「良質かつ適切な産科医療を提供される分娩を取り扱う診療所」が対象

令和7年度病床整備事前協議に向けて〈各論〉

令和7年度第1回
神奈川県保健医療計画推進会議資料

- 病床数適正化支援事業に伴い削減された病床の取扱いについて
今後の病床整備事前協議においては、**本事業により削減した病床については、新たな配分を行わないことを含めて、削減病床の実態（例：非稼働病床であったかなど）を踏まえた上で、地域の意向を確認する。**
- 介護医療院への転換病床数の取扱いについて
 - ・ 第7次計画期間中の**経過措置が解除**され、令和6年4月以降は、**介護医療院への転換病床数（本県では1,011床分）を既存病床数にカウントしないこと**となった。
 - ・ **昨年度の病床整備事前協議を実施した地域**においては、**転換分を除いて公募病床数（=介護医療院に転換した病床数については公募しない）**とした。
今後もこの整理を基本としつつ、地域の意向を確認する。

【参考】川崎北部・相模原地域の公募条件等について

- 令和7年度第1回神奈川県保健医療計画推進会議にて**公募病床数と公募スケジュール**について確定。
(公募の実施、公募病床数の考え方及び公募する病床機能等については令和6年度に協議済。)

二次保健医療圏	公募病床数	公募する病床機能	公募スケジュール
川崎北部	149床	回復期機能 慢性期機能	令和7年8月1日～ 令和7年9月30日
相模原	91床※	急性期機能 回復期機能	

※ 相模原地域では令和7年4月1日現在で、**介護医療院へ388床の転換**があり、地域での協議の結果、**患者の受け皿が減少した訳ではない**ため、機械的に差し引きすると、**必要以上に病床を整備することになる**という考え方もあることから、**介護医療院への転換分を除いた病床数を公募病床数とすることとした。**

令和7年度病床整備事前協議に向けた議論を行うに当たっての県の考え方

令和7年度第1回神奈川県保健医療計画推進会議資料

- 知事は、地域の協議結果等を確認した上で、必要と認める場合には事前協議の対象として決定を行うこととなるが、この議論に当たっての現時点での県の考え方は次のとおりである。
- 医療機関の経営状態が厳しい状況にある中、経営支援を目的に**病床削減した医療機関に対して、給付金を支給する「病床数適正化支援事業」が実施**され、また、「**経済財政運営と改革の基本方針2025**」（いわゆる骨太の方針）には、「**新たな地域医療構想に向けた病床削減**」が盛り込まれた。
- こうした**病床を取り巻く環境の急激な変化**を踏まえると、2か年で公募するとした地域（川崎北部・相模原）以外の地域では、病床整備事前協議の一時的な休止も含めた議論を行い、令和8年度からの「新たな地域医療構想」策定の議論と合わせ、今後の病床整備のあり方について議論・整理していくことが必要ではないか。なお、一時的な休止を検討する場合には、その期間、整備が遅れることや増床を希望する医療機関があり得ることなどにも考慮する必要がある。
- 事前協議を実施しないという決定を行った場合でも、医療機関間の役割分担等を踏まえ、病床機能の転換支援を行っていく。

今後のスケジュール

令和7年度第1回
神奈川県保健医療計画推進会議資料

○ 8～9月 第1回地域医療構想調整会議

対象地域：横浜、横須賀・三浦、湘南東部

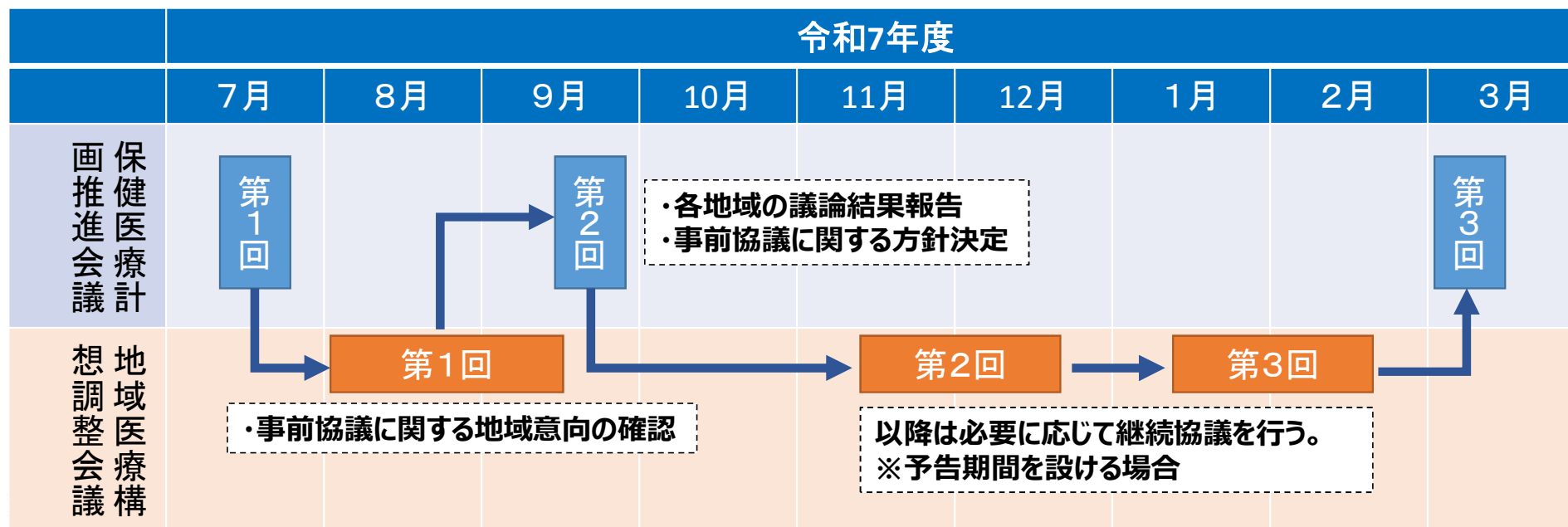
協議事項：県の基本的な考え方及び令和7年度の病床整備事前協議に関する地域意向の確認

○ 9月 第2回保健医療計画推進会議

各地域の議論結果を報告

事前協議を行う場合、対象地域(実施の要否) 及び公募条件等を決定する。

予告期間を設ける場合は、状況に応じて第2回以降の会議で継続して協議を行っていく。



説明は以上です。